

# 建築物の石綿等の使用の有無の事前調査について

建築物の石綿等の使用の有無の事前調査については、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）において事業者によるその実施を義務づけるとともに、当該事前調査が的確に行われるよう、厚生労働省の「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」や「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」等を参考に適切に実施してください。

また、事前調査の関連では、以下のマニュアル等も参考としてください。

**ア 石綿（アスベスト）含有建材データベース（国土交通省、経済産業省）**

<http://www.asbestos-database.jp/>

**イ 目で見るアスベスト建材（第 2 版）（国土交通省）**

[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425\\_3\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3_.html)

**ウ 建築物石綿含有建材調査マニュアル（平成 26 年 11 月、国土交通省）**

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000053.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000053.html)

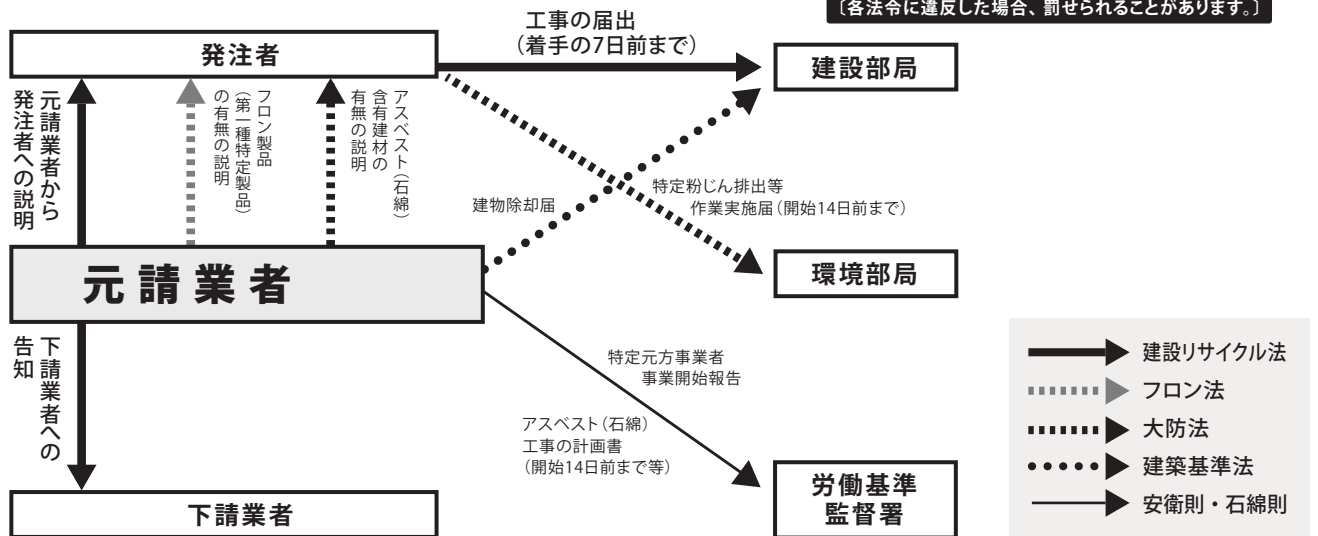
地方公共団体職員向けに作成されたもの。参考資料として、石綿に関連する建築規制、石綿が多用されている箇所、見落としやすい石綿建材などの事例を掲載。

「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」や「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」は以下の厚生労働省の Web ページよりダウンロードできます。

The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW). The page is titled "事業主の方々へ（アスベスト）" (For Business Owners (Asbestos)). It features a navigation menu at the top with options like "Home", "Policy", "Statistics", and "Regulations". The main content area includes a breadcrumb trail: "ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働環境 > アスベスト（石綿）情報 > 事業主の方々へ > 事業主の方々へ（アスベスト）". Below the title, there are several links for business owners, such as "すべての事業主の方々へ", "設備の点検などを行うときは", and "雇の工業製品を扱うときは". A sidebar on the right contains a "政策について" (Policy) section with a list of policy categories like "健康・医療", "子ども・子育て", and "福祉・介護".

# 建物の解体工事に必要な主な手続き

〔各法令に違反した場合、罰せられることがあります。〕



工事着手前

## □ 分別解体等の実施

- 〈1.内装解体〉  
原則、手壊し
- 〈2.屋根ふき材の取り外し〉  
原則、手壊し
- 〈3.外装材、上部構造部分の取り壊し〉
- 〈4.基礎の取り壊し〉

◎注意！ 分別して管理・搬送



適切な技術  
管理者の配置

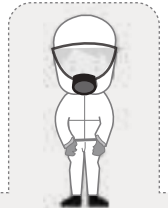
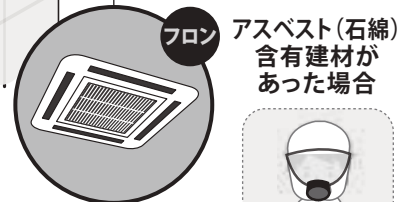
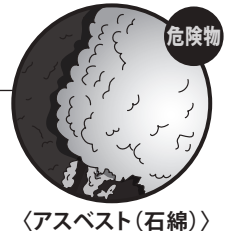
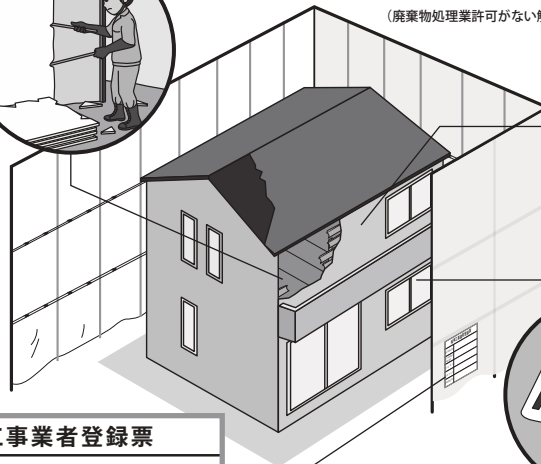
解体工事業者登録票	
商号・名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	

〈工事現場における商号、名称などに関する標識の掲示〉

※建設業許可業者の場合は「建設業の許可票」を掲示

◎注意！ 家具・家電などの残置物は、工事着手前に所有者が廃棄物処理法、家電リサイクル法等に基づき、適正に処理してください。

(廃棄物処理許可がない解体業者が処理した場合、違法行為により罰せられることがあります)



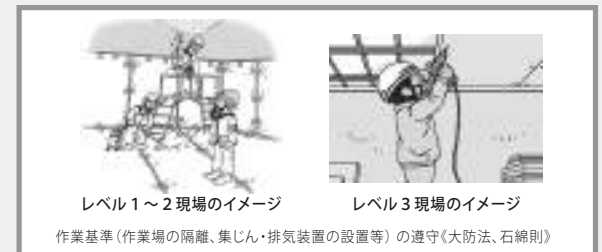
石綿作業主任者の常駐(石綿作業中)《石綿則》

石綿あり/なしなどの掲示  
《大防法、石綿則》

作業内容などの掲示  
《大防法、厚労省通知》

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ

平成 年 月 日 (表示日)
施工事業者名:
連絡先:
現場責任者氏名:



## □ 特定建設資材廃棄物の再資源化の実施

## □ 元請業者による再資源化等の完了に関する記録の作成

## □ 元請業者から発注者への再資源化等の完了に関する書面による報告

工事中

工事完了後

各法令の正式名称

- 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 石綿則：石綿障害予防規則
- 大防法：大気汚染防止法

- フロン法：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- 安衛則：労働安全衛生規則

# 各手続きの詳細について

## ○建設リサイクル法

国土交通省 建設リサイクル法

検索

概要HPアドレス

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

問い合わせ先：各都道府県（建設リサイクル担当）

## ○労働安全衛生法（石綿則、安衛則）

概要HPアドレス「パンフレット等 | 厚生労働省」

厚生労働省 石綿 パンフレット

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000028652.html>

概要HPアドレス「安全衛生関係リーフレット等一覧 | 厚生労働省」

安全衛生 リーフレット

検索

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyousei/anzen/index.html)

概要HPアドレス「安全衛生関係主要様式 | 厚生労働省」

安全衛生 様式

検索

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei36/index.html)

問い合わせ先：各労働基準監督署（安全衛生担当）

## ○大気汚染防止法

環境省 アスベスト 解体工事

検索

概要HPアドレス（石綿パンフレット等）

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html>

問い合わせ先：各都道府県（環境部）

## ○フロン排出抑制法

フロン排出抑制法ポータルサイト

検索

概要HPアドレス

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>

問い合わせ先：各都道府県（フロン排出抑制担当）

# 職場における 受動喫煙防止対策

平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より全面施行されます。

本法律により、望まない受動喫煙を防止するための取組は、マナーからルールへと変わります。



2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
		7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙	
		4/1 全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙	

## ■標識イメージ



## ■標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所がある場合は、喫煙室と、その施設の主な出入口の見やすい場所に、その旨を表示しなければなりません。

## ■運用に当たって守らなければならないこと

- ・ 20歳未満の者を喫煙専用室に立ち入らせてはなりません。
- ・ 喫煙室の出入口の見やすい場所に以下の事項が容易に識別できる標識を掲示すること
  - ・ 専ら喫煙をすることができる場所である旨
  - ・ 20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙専用室が設置されている旨を記載した標識を掲示すること

# 高齢労働者の安全衛生対策について

～令和2年度エイジフレンドリー補助金について・エイジアクション100等～



# 職場における腰痛予防対策 - 中央労働災害防止協会 -



# はしごや脚立からの墜落転落災害をなくしましょう

**労働者、雇用主の皆さまへ** **はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！**

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

**ポイント 1** はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。** ▶▶▶ P.2参照

**ポイント 2** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。 ▶▶▶ P.3参照

**ポイント 3** はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても**墜落時保護用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。 ▶▶▶ P.4参照

**統計資料** 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡） ※「はしご等」：73、脚立、作業台など



# リスクアセスメントの実施支援システム



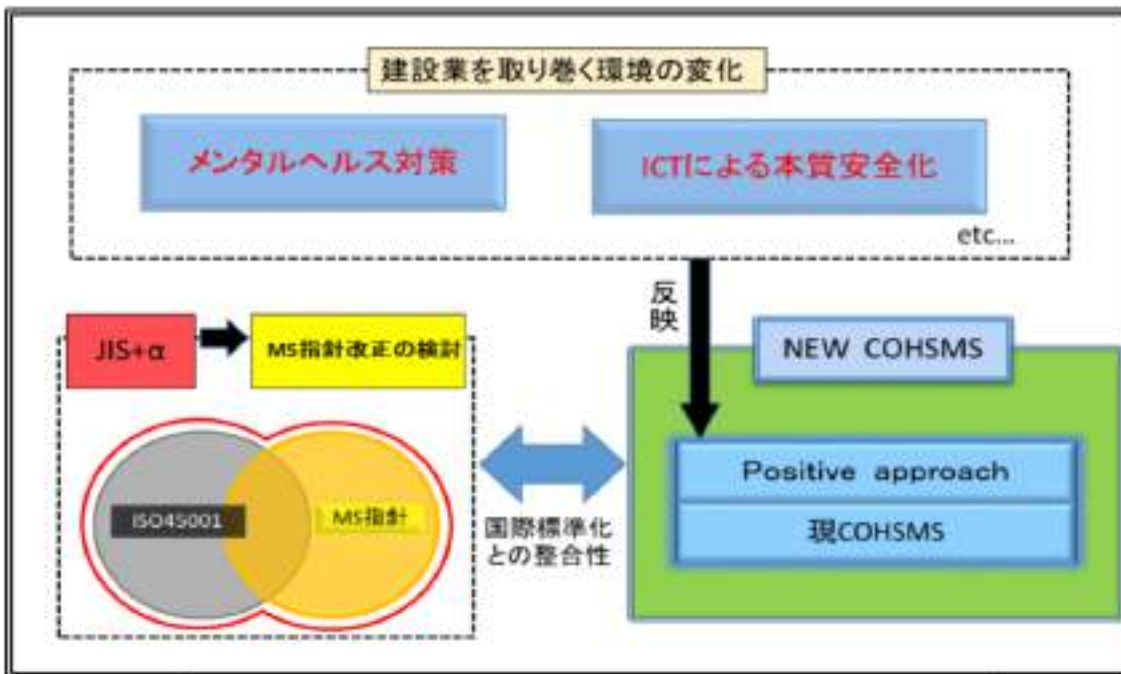
## リスクアセスメントの実施支援システム(建設)



## リスクアセスメントを実施するための規程(例)



# 建設業労働安全衛生マネジメントシステム (コスモス(COHSMS))の概要



お問合せ先  
コスモスセンター

お電話でのお問合せの方は  
03-3453-1306

FAXでのお問合せの方は  
03-3453-0992

建設業労働災害防止協会 建設業労働安全衛生マネジメントシステムトータルサービスセンター  
(通称:コスモスセンター)  
〒108-0014  
東京都港区芝5-35-2  
安全衛生総合会館7階

## 改訂 COHSMSガイドライン 目次(平成30年4月から有効)

コスモスガイドラインは、厚生労働大臣が公表した「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づき、建設業の固有の特性を踏まえ、必要な安全衛生管理の仕組みを示したものであり、建設事業を行う事業者が、自らの意志において、自主的に取り組むものです。

### 3.定義

#### 3.1 建設業労働安全衛生マネジメントシステム

#### 3.2 建設事業場

#### 3.3 建設事業者

#### 3.4 店社

#### 3.5 作業所

#### 3.6 建設工事従事者

#### 3.7 その他関係者

#### 3.8 公衆災害

#### 3.9 システム監査

### 4.適用

#### 5.システムを確立するために必要な基本的事項

##### 5.1 店社において必要な基本的事項

##### 5.1.1 安全衛生方針の表明

##### 5.1.2 労働者の意見の反映

##### 5.1.3 システム体制の整備

##### 5.1.4 システム教育の実施

##### 5.1.5 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価

##### 5.1.6 明文化

##### 5.1.7 記録

##### 5.1.8 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

##### 5.1.9 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組

##### 5.1.10 安全衛生目標の設定

##### 5.1.11 安全衛生計画の作成

##### 5.1.12 安全衛生計画の実施等

##### 5.1.13 緊急事態への対応

##### 5.1.14 日常的な点検、改善等

##### 5.1.15 労働災害発生原因の調査等

##### 5.1.16 システム監査

##### 5.1.17 システムの見直し

##### 5.2 作業所において必要な基本的事項

##### 5.2.1 工事安全衛生方針の表明

##### 5.2.2 建設工事従事者及び施工する工事に関係する店社の労働者の意見の反映

##### 5.2.3 システム体制の周知

##### 5.2.4 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価

##### 5.2.5 明文化

##### 5.2.6 記録

##### 5.2.7 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定

##### 5.2.8 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組

##### 5.2.9 工事安全衛生目標の設定

##### 5.2.10 工事安全衛生計画の作成

##### 5.2.11 工事安全衛生計画の実施等

##### 5.2.12 緊急事態への対応

##### 5.2.13 日常的な点検、改善等

##### 5.2.14 労働災害発生原因の調査等



# 職長・安全衛生責任者能力向上教育の実施

## 建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育に準じた教育を実施しましょう

- 平成29年2月に「建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム」が定められました。
- 東京労働局が実施したアンケートによると、労働災害の発生割合の低い建設業会社では、職長等に対する再教育を実施している割合が高いことがわかっています。
- 現場における安全管理の要である職長等の能力向上を図り、労働災害の撲滅に取組みましょう。

### 教育カリキュラム及び対象者

#### 教育カリキュラム

科目	時間
職長及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分
グループ演習	130分

#### 対象者

- ・ 職長等の職務に従事することになった者、概ね5年経過後
- ・ 権利保護等に大変な支障があったと云

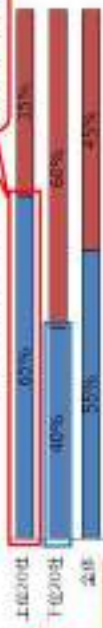
#### 講習時間

5時間40分  
平成29年2月20日付  
東京局0220第4号

## 建設業における労働災害防止活動の取組状況アンケート結果（抄）

アンケートは、東京13労働局労働安全衛生部が建設業の取組事項についての現状状況、建設業会社における安全衛生活動の実施状況について、東京管内に10社等を選り100社を対象に、平成29年7月に実施しております。

■している ■していない



東京13労働局労働安全衛生部が建設業の取組事項についての現状状況、建設業会社における安全衛生活動の実施状況について、東京管内に10社等を選り100社を対象に、平成29年7月に実施しております。

職長等に対する労働災害防止活動の実施状況

Safe work TOKYO 東京労働局 労働基準監督署

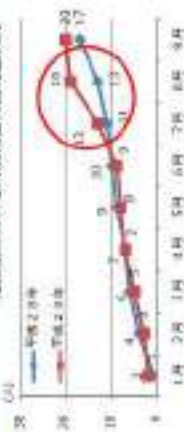


## 現場特有のリスクに応じた実効性のある「新規入場者教育」を実施しましょう

- 建設業における労働災害が増えています。
- 平成29年に発生した死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。
- 現場特有のリスクに応じた実効性のある新規入場者教育を実施し、労働災害の撲滅に取組みましょう。

### 労働災害の発生状況

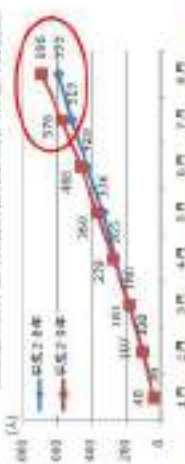
建設業における労働災害の発生状況



新規入場労働者教育・花に13歳少年状況



建設業における労働災害発生状況（休業4日以上）



### 新規入場者教育の具体的な教育項目の例

- ・ 工事概要及び作業方針
- ・ 現場ルールについて  
「危険予知活動」  
「ヒヤリハット運動」  
「一歩むきかえ運動」など
- ・ 現場特有のリスクについて  
「管内作業場所」  
「進入禁止箇所」など
- ・ 基本的安全動作について  
「石崩し・管陥行動」の禁止  
「危険な作業の向上」 など

教育項目は一例です。現場ごとに教育内容を工夫して実施して下さい！

Safe work TOKYO 東京労働局 労働基準監督署



# 建設工事にかかる各種 災害防止対策等ガイドライン等について

建設業における総合的労働災害防止対策の推進について



## ○ ずい道工事関係

□ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」の策定について  
(平成28年12月26日基安安発1226第1号、平成30年1月18日基発0118第1号により改正)



□ 「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」の策定について (平成29年3月21日基発0321第4号)



□ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成12年12月26日基発第768号の2)



## ○ 掘削工事関係

□ 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について  
(平成27年6月29日基安安発0629第1号)



□ 斜面の点検者に対する安全教育実施要領の策定について (平成27年6月29日基安安発0629第4号)



□ 土止め先行工法に関するガイドラインの策定について  
(平成15年12月17日基発第1217001号)



## ○ 橋梁工事関係

□ 橋梁建設工事における労働災害防止対策の徹底について (平成4年2月26日基発第71号)



### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、**全員(事業者と労働者)がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。
- 確認した結果は、**衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議**いただき、改善に繋がってください。また、その**結果について全ての労働者が確認できるように**してください。衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

項目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい-いいえ
・事業場の感染予防の責任者及び担当者任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい-いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい-いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい-いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい-いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい-いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(GOOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい-いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
(1) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい-いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい-いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい-いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい-いいえ
・その他( )	はい-いいえ
(2) 三つの密(密集、密接、密閉)を回避するための徹底	
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい-いいえ
・普段からマスク着用や咳エチケット(咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う)を全員に周知し、職場以外も含めて徹底を求めている。	はい-いいえ
・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい-いいえ
・その他( )	はい-いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認	
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい-いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい-いいえ
・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を作成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい-いいえ
・その他( )	はい-いいえ

項目	確認
(4) 一般的な健康確保措置	
・長時間の労働外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい-いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい-いいえ
・その他( )	はい-いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について	
・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい-いいえ
・「時差通勤でゆったり」と取り入れている。	はい-いいえ
・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろ」と取り入れている。	はい-いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい-いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい-いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい-いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集	
・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい-いいえ
・その他( )	はい-いいえ
3 感染防止のための具体的な対策	
(1) 基本的な対策	
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい-いいえ
・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい-いいえ
・その他( )	はい-いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
・職場の建物で機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい-いいえ
・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい-いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい-いいえ
・その他( )	はい-いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善	
・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい-いいえ
・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい-いいえ
・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい-いいえ
・対面の会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人との間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい-いいえ
・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場合は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にはアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい-いいえ
・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい-いいえ
・その他( )	はい-いいえ
(4) 接触感染の防止について	
・物品、機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。どうしても共用する場合には使用前後の手洗いや手指消毒を徹底している。	はい-いいえ
・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめに消毒を実施することとしている。	はい-いいえ
※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい-いいえ
・その他( )	はい-いいえ

項	目	確認
5	(5) 近距離での会話や発声の抑制	はい
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や会話をなるべく避けるようにしている。	はい
	・どうしても1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい
	・その他( )	はい
	(6) 共用トイレの清掃等について	はい
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい
・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい	
・ハンドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい	
・その他( )	はい	
7	(7) 休憩スペース等の利用について	はい
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控えるようにしている。	はい
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、イス、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい
	・休憩スペースへの入室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座席位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している。昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい
	・社員食堂では感染防止のため、トンガやポットなどの共用を避けている。	はい
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい
	・その他( )	はい
	8	(8) ゴミの廃棄について
・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。		はい
・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。		はい
・その他( )		はい
4 配慮が必要な労働者への対応等		はい
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。		はい
・社内での健康相談窓口の周知とともに、「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。		はい
・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。		はい
・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母体連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も動業の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。		はい
・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭に就業させている。		はい
・その他( )	はい	

項	目	確認
5	新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応	はい
	(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	はい
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい
	(2) 陽性者等が出た場合の対応	はい
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい
	・新型コロナウイルスに陽性である第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい
	・新型コロナウイルスに陽性である者濃厚接触した者が職場内にいた場合にとどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい
	・その他( )	はい
6	(3) その他の対応	はい
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい
	・その他( )	はい
	6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)	はい
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負担を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。	はい
	・※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなる場合があります。	はい
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい
	・事務室等における換気機能のない冷房使用時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。



## 教材・資料に関する情報を閲覧いただけます。

### ▶ 転倒・腰痛防止用視聴覚教材

転倒や腰痛は、第三次産業でも日常的に起こり得る災害です。働く皆様が日常的に転倒や腰痛災害の防止を心がけられるよう、災害事例、防止対策をまとめております。職場での安全衛生教育などにお役立てください。

### ▶ 外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材【OSH videos for Foreign Workers】 中文（中国語）／Tiếng Việt（ベトナム語）／Bahasa Indonesia（インドネシア語）／English（英語）

【事業主の方へ】

建設現場で働く外国人労働者（外国人建設就労者等）の安全衛生教育に活用できるよう、作業ごとの安全衛生対策のポイント（47作品）や代表的な労働災害事例（35作品）を動画により視聴いただけます。日本語版は安全衛生ビデオをご覧ください。

### ▶ 見てわかる外国人労働者向け視聴覚教材

（独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所作成、2019年4月公開）

あらゆる国の方々に理解が進むよう非言語視聴覚教材となっています。この教材は、低層住宅建築工事業の切傷災害、はさまれ巻き込まれ災害、墜落災害の防止を目的とするものです。

### ▶ 安全衛生ビデオ

安全衛生に関するビデオがご覧いただけます。（計146作品）

※「建設工事現場における作業ごとの安全衛生対策のポイントと代表的な労働災害事例」を掲載[7月18日更新]

### ▶ フルハーネス型墜落制止用器具PR動画

- ・日本語版（フルバージョン）
- ・英語版
- ・日本語版（ショートバージョン）

### ↓ 安全衛生関係リーフレット等一覧

### ↓ 労働災害のない職場づくりに向けた緊急対策